

退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針の一部改正について

退職等年金給付積立金の管理及び運用が安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成27年9月30日財計第2916号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1 [略]</p> <p>第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項 [1～8 略]</p> <p><u>9</u> 連合会は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する重要事項 [1～5 略]</p> <p><u>6</u> 連合会は、長期にわたり安定的な制度運営を確保する必要があることを踏まえ、財政運営の方法等が見直されるときは、その見直しに応じ、積立金の運用のあり方を検討すること。</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 積立金の管理及び運用に関し国家公務員共済組合連合会が遵守すべき基本的な事項 [1～8 略]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関する重要事項 [1～5 略]</p> <p>[項を加える。]</p> <p><u>6</u> [略]</p>

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。